

家庭的保育事業についての意見

大石 亜希子（千葉大学法経学部）

第2回社会保障審議会少子化対策特別部会（2008年1月28日）において、家庭的保育事業について2名の参考人および保育課長からのヒアリングが実施されました。ヒアリングから明らかになった実態や関連資料を踏まえて、以下の意見を提出します。

1. 基本認識

現代の世の中では母親一人で育児をすることは非常に困難であり、密室育児や孤独感を解消するには行政の支援が必要であるという共通認識が、次世代育成支援の基本の一つとしてあります。ここで「母親」を「家庭的保育者」に置き換えても、一人で育児をする場合には同様の困難に直面するであろうことは容易に想像できます。

現在、良心的な家庭的保育者の多くが自己負担で補助者を雇用している実情を鑑みれば、家庭的保育事業は今後、複数の保育者による保育をあるべき姿として追求すべきと考えます。

2. 研修の充実

ヒアリングにおいて、家庭的保育者には迅速な判断力や危機管理能力など高度で複合的な能力が求められること、また、乳幼児（とくに乳児）の保育については突然死のリスクもあり、主任保育士レベルの保育スキルが必要であることが指摘されました。これらの指摘は、「子どもを育てたことのある女性なら家庭的保育はできる」といった、しばしば聞かれる見解に見直しを迫るものと言えます。

ケアワークのように女性が多く携わることの多い仕事はとかく専門性が軽視されがちです。さらに、家庭的保育者にとっては研修中の収入や代替要員の確保、研修受講の報酬への反映がなければ、本人にも研修を受けるインセンティブが生じません。公的な枠組みにおいて研修受講を促す取り組みが求められます。

3. 報酬の考え方

保育所のような施設保育では規模の経済が働くのに対し、家庭的保育ではそうしたメリットを享受できない点を報酬にも反映させるべきと考えます。家庭的保育事業には用地取得費が不要である点や需給調整が容易といった別の面でのメリットがあることを行政は考慮すべきでしょう。保育室の環境改善（面積や設備面で）に取り組む保育者に対して一定範囲で助成する、あるいは報酬を引き上げるなどの誘導策も望ましいと考えます。

以上